

公 示

次のとおり企画提案競技（プロポーザル方式）の募集を行います。

令和 7 年 9 月 16 日

収支等命令者

佐賀県教育委員会事務局
教育振興課長 梶島 秀樹

1 業務内容

- | | |
|--------------|--|
| (1) 委託業務名 | 唐津青翔高等学校 e スポーツ学科の教材制作等業務委託 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 別紙 1 「唐津青翔高等学校 e スポーツ学科の教材制作等業務委託仕様書」による |
| (3) 履行期間 | 契約締結の日から令和 10 年 3 月 24 日（金曜日）まで |
| (4) 履行場所 | 佐賀県立唐津青翔高等学校
(佐賀県東松浦郡玄海町新田 1809-11) |
| (5) 予算上限額 | 19,611 千円（消費税額及び地方消費税額を含む）
(R7 年度：6,195 千円、R8 年度：6,433 千円、R9 年度：6,983 千円) |

2 参加資格に関する事項

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

＜単独事業者の場合＞

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公募開始の日の 6 か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

＜複数事業者による共同事業体の場合＞

- (1) 全ての構成員が上記＜単独事業者の場合＞の(1)から(5)までの条件を満たすこと。

※共同事業体と契約を行う場合は、共同事業体の全てを一括して契約の相手方とし、契約に関する責任は共同事業体の構成員すべてが負うこととする。

- (2) 全て構成員は、ほかの共同事業体の構成員ではないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

3 契約の相手方の決定方法

- (1) 事業者の選定

参加者によるプレゼンテーションの後、審査会において企画提案書の内容を総合的に審査して、最も優秀な提案を行ったものを選定する。

- (2) 選定基準

審査は、別紙2「審査基準」に基づく評価により行う。

- (3) 通知方法

審査結果は、文書により全ての参加者に通知する。

※電話等による問合せには応じない。

4 手続等に関する事項

- (1) 担当

佐賀県教育委員会事務局教育振興課 唯一無二の学校づくり担当

住所：〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1-1-59

電話：0952-25-7424

FAX 番号：0952-25-7409

電子メールアドレス：kyouiku-shinkou@pref.saga.lg.jp

- (2) 関係書類の交付期間及び方法

令和7年9月16日（火曜日）から同年10月10日（金曜日）まで佐賀県ホームページに掲載する。

5 事前説明会

- (1) 日時 令和7年10月1日（水曜日）10時から

- (2) 場所 佐賀県庁旧館2階 教育委員会室（佐賀県佐賀市城内1-1-59）

- (3) 事前説明会参加申込書

ア 提出資料 別紙様式1「事前説明会参加申込書」1部

イ 提出期限 令和7年9月26日（金曜日）17時まで

ウ 提出場所 佐賀県教育委員会事務局教育振興課 唯一無二の学校づくり担当
（佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁旧館2階）

エ 提出方法 メール、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る）により提出すること。

6 参加資格の確認

本件プロポーザルに参加を希望する者は、別紙様式2-1又は2-2「参加資格確認申込書」に関係資料を添付のうえ、4(1)の担当に持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出期限 令和7年10月10日（金曜日）正午まで

- (2) 参加資格の確認結果は、令和7年10月15日（水曜日）までに通知する。

- (3) 提出資料

ア 別紙様式2-1又は2-2「公募型プロポーザル参加資格確認申込書」1部

イ 別紙様式3「共同事業体協定書」1部 ※共同企業体の場合のみ

- ウ 別紙様式4「実績書」6部
- エ 別紙様式5「会社概要」6部
- エ 別紙様式6「誓約書」1部

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る）により提出すること。

7 質問書の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和7年9月16日（火曜日）から
令和7年10月21日（火曜日）17時まで
- (2) 受付方法 別紙様式7「質問書」は、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る）、FAX、電子メールにより受付を行う。FAX、電子メールにより送信を行った場合は、担当課に質問書が到達したことを確認すること。
※電話による質問に対しては回答しないこととする。
- (3) 受付場所 4（1）の担当と同じ。
- (4) 回答方法 受付期間に寄せられた質問に対する回答については、質問者及び同日までに別紙様式2-1又は2-2「公募型プロポーザル参加資格確認申込書」を提出した者あて、メールにて回答する。

8 提案書の提出

関係資料を添付のうえ、4（1）の担当に持参又は郵送すること。

- (1) 提案書の内容は、下記の内容を盛り込むものとする。
 - ア 教材等のコンセプト
※唐津青翔高等学校の取組（eスポーツ学科の新設、唐津青翔高校 TSUNAGARU プロジェクト、玄海町コンソーシアム等）を考慮したものであること。
 - イ 教材等の構成や内容、令和8年度以降の授業実施計画
 - ウ 業務実施体制や業務スケジュール
 - エ 見積金額
- (2) 提出期限 令和7年10月21日（火曜日）17時まで
※郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。
- (3) 提出書類
 - ア 企画提案書（任意様式にてA3片面10枚（表紙・目次を除く）以内） 6部
※1参加者につき1提案までとする。
※各ページに通し番号をふり、「唐津青翔高等学校 e スポーツ学科の教材制作等業務委託企画提案書」と記載した表紙を付けること。
※本公示8（1）に沿って記載すること。（様式の指定はない。）
 - イ 見積書（任意様式）6部（原本1部、写し5部）
※本公示1（5）の予算額を上限金額とし、見積額（税込）及びその明細について記載すること。
※宛名は「佐賀県教育委員会事務局教育振興課長」とすること。
※別紙1「唐津青翔高等学校 e スポーツ学科の教材制作等業務委託仕様書」の「4 業務内容（1）～（5）」の小項目ごとの金額が分かるように作成すること。
※各項目の具体的な内訳や算定根拠等が分かるように作成すること。
（「〇〇千円×1式」のように、金額をまとめないこと。）
- (4) 企画提案書作成時の留意点
提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
提出された企画提案書は返却しない。
なお、提出された資料については、本業務に関する目的以外には使用しない。

9 プレゼンテーションの日時及び場所（予定）

- (1) 日時 令和7年10月24日(金曜日) 14時から
- (2) 場所 佐賀県庁旧館2階 教育委員会室（佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号）
- (3) 備考

※時間や場所については、参加者に参加資格確認結果とあわせて、後日連絡する。

※プロジェクター及びスクリーンは県で用意するので、使用を希望する場合は、事前に担当者まで連絡すること。ただし、パソコン等は参加者で準備すること。

10 業務の契約

- (1) プレゼンテーション後、公募型プロポーザル審査会を経て選定された最優秀者と担当は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な履行条件などの協議と調整を行い、協議が成立した場合には、本業務に係る随意契約を締結する。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることがある。
- (2) 最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、業務実施能力が高い者を最優秀提案者とする。
- (3) 企画提案書は、あくまでも契約の相手方を選定するための資料であり、その内容は尊重するが、必ずしもその内容に限定されないものとする。
- (4) 最優秀者との協議が不調となった場合には、次点者を随意契約の協議の相手方とする。
- (5) 業務の全部若しくはその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないこととする。
また、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ発注者の承諾を得ることとする。

11 評価に関する事項

- (1) 評価基準は、別紙2「審査基準」のとおりとする。
- (2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合や、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- (3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

12 その他

- (1) 契約保証金
 - ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
 - イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。
 - ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - (イ) 国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合
- (2) 見積書について
見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。
- (3) 失格要件
次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。
 - ア 参加する資格のない者が行った場合
 - イ 本件プロポーザル手続について不正行為を行なった場合

- ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- エ 1人で2以上の提案をした場合
- オ 代理人でその資格のない場合
- カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4) プロポーザル手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行うことができないとき。

(5) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(6) 実施スケジュール（一部予定含む）

内容	日時・締切り
佐賀県ホームページでの公募開始	令和7年9月16日（火曜日）
別紙様式1「事前説明会参加申込書」提出期限	令和7年9月26日（金曜日）17時
事前説明会	令和7年10月1日（水曜日）10時～
・別紙様式2－1又は2－2「参加資格確認申込書」 ・別紙様式3「共同事業体協定書」 ・別紙様式4「実績書」 ・別紙様式5「会社概要」 ・別紙様式6「誓約書」 提出期限	令和7年10月10日（金曜日）正午
参加資格確認結果、審査会開催通知	令和7年10月15日（水曜日）
別紙様式7「質問書」提出期限	令和7年10月21日（火曜日）17時
提案書提出期限	令和7年10月21日（火曜日）17時
公募型プロポーザル審査会	令和7年10月24日（金曜日）14時～
受託予定者決定通知	令和7年10月28日（火曜日）※予定

(7) 留意事項

ア 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出することとする。

イ 企画書の作成に要した費用、その他参加に要した経費については参加者の負担とする。

ウ 企画に際して、第三者が所有する素材等を用いる場合は著作権処理等を行うほか、契約の相手方として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにする。

エ 天災その他やむを得ない理由によりプロポーザル手続を行うことができないとき、手続きを中止する。この場合の損害は、参加者の負担とする。

オ この公示に掲げる手続きは、令和7年9月定例県議会において、当該委託業務の予算が成立しない場合は中止する。この場合は、佐賀県ホームページにより公示を行う。

(8) 遵守事項

受託業者は、本業務の目的や内容を十分に理解した上で唐津青翔高校eスポーツ学科に係る教材制作等業務委託実施のため、受託業者の持つ最高の技術を駆使するとともに、発注者と協力しながら、誠実に業務を実施することとする。

また、業務の実施に当たっては、関連する法律等を遵守することとする。